

22. (Gno.71) 英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究 (アメリカ公法研究会)

代表：佐藤 信行

2015 年度 (開始)

【研究の目的】

この共同研究においては、日本法にも強い影響を与えている英米法系の公法について、共同研究員の個人研究を基礎としつつ、その歴史的背景を踏まえつつ、今日の実相を明らかにすることを目的とする。具体的には、アメリカのみならず、英国、カナダ及びオーストラリア等のコモンウェルス法の公法とりわけ憲法の現代的展開を研究し、この分野における日本法との比較法研究に貢献するものである。

【研究活動及び成果】

総括

2024 年度は、1 回であったが、共同研究グループの研究会を実施した。COVID-19 以来、個人研究が中心となり、共同研究会の実施が滞っていたが、今回、中央大学公法研究会との共催による研究会の形式で、ハイブリッド方式の研究会を実施できたことを契機として、次年度以降、共同研究の活性化を図る準備を進めているところである。

口頭発表

2025 年 3 月 15 日 中央大学公法研究会との共催研究会を実施し、2 本の報告を得た。

報告者① 池内陸(中央大学大学院法学研究科国際企業関係法専攻博士課程後期課程)

テーマ 「Chevron 法理の動揺と終焉、およびその背景理論について- アメリカ合衆国連邦行政機関の肥大化と憲法上の権限分立との衝突 -」

報告者② 川上大貴(中央大学大学院法学研究科公法専攻博士課程後期課程)

テーマ 「米国私立学校の入学者選抜における差別とアファーマティブ・アクションの検討 -2 つの判決を中心に-」